



時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	101050110440000000
法人番号	3070001022505

事業の種類	事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間			
労働者派遣	株式会社 イング		(〒373-0034) 群馬県太田市藤阿久町914番地19 (電話番号：0276-57-6118)				令和7年3月1日から1年間			
時間外労働		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）	1年（①については360時間まで、②については320時間まで）		
	① 下記②に該当しない労働者	別紙1のとおり	同左	同左	最長8時間	4時間	45時間	360時間	起算日 (年月日) 令和7年3月1日	
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者									
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	
		別紙1のとおり	同左	同左	土・日・年末年始・夏季他		1か月に4日		別紙2のとおり	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☒

(チェックボックスに要チェック)





時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
								起算日 (年月日)	令和7年3月1日		
			延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数
別紙3のとおり	同左	同左			6回	80時間		25%	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表との事前協議の実施									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) 7・8	(具体的内容) 本社総務部に心とからだの健康問題についての相談窓口を設け、同時に労働者の勤務状況や健康問題に配慮し、必要な場合には業務の変更を行う。								

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☒

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和7年 2月 25日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 管理部 主任 氏名 木下 サムエール

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（過半数労働者からの挙手による同意）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

令和7年 2月 25日

太田 労働基準監督署長殿

使用者 職名 代表取締役 氏名 西田 孝昭

労働基準監督署
-7.2.27
第 号
収受



時間外労働・休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（人）
日々の事務処理・請求業務のため	事務作業	20
勤怠管理の集計・給与計算のため	派遣社員の労務管理	20
新規開拓先の都合による対応のため	派遣先・顧客の新規開拓に係る営業業務	3
受注生産増産のため	自動車用部品の製造	200
	鉄鋼製品の製造・加工業務	20
	遊戯用器具製品の製造	10
	樹脂製品の製造・検査・加工業務	100
	業務用電気製品の製造業務	10
	食品の製造業務	5
	住宅用建材の製造業務	5
	火災報知器部品の製造業務	2
	電子部品の製造業務	5
	産業用機械の製造業務	5
入出庫の増加のため	自動車用タイヤの入出庫・組付け業務	10
	商品の入出庫・在庫管理業務	10
	産業廃棄物の仕分け・管理業務	8



別紙2 労働をさせることができる法定休日における始業及び終業の時刻

	始業時刻 ~ 終業時刻
1	6:25 ~ 15:05
2	6:30 ~ 15:30
3	6:45 ~ 15:25
4	7:00 ~ 15:45
5	7:00 ~ 16:00
6	8:00 ~ 17:00
7	8:00 ~ 16:50
8	8:00 ~ 17:30
9	8:00 ~ 17:10
10	8:10 ~ 16:50
11	8:10 ~ 17:00
12	8:10 ~ 17:10
13	8:15 ~ 17:15
14	8:15 ~ 16:15
15	8:30 ~ 17:30
16	8:30 ~ 17:40
17	8:30 ~ 17:00
18	8:30 ~ 17:05
19	8:30 ~ 17:20
20	8:20 ~ 17:30
21	8:20 ~ 17:10
22	8:25 ~ 17:00
23	8:35 ~ 17:40
24	8:50 ~ 17:30
25	9:00 ~ 17:15
26	9:00 ~ 18:00
27	10:00 ~ 19:00
28	13:00 ~ 22:00
29	15:00 ~ 23:45
30	15:30 ~ 0:10
31	15:40 ~ 0:40
32	16:00 ~ 1:00
33	16:10 ~ 0:40
34	16:40 ~ 1:40
35	16:45 ~ 1:45
36	17:00 ~ 2:00
37	17:10 ~ 1:40
38	17:10 ~ 2:10
39	18:00 ~ 2:00
40	18:30 ~ 3:30
41	19:00 ~ 4:00
42	19:20 ~ 4:10
43	20:00 ~ 5:00
44	20:10 ~ 5:10
45	23:00 ~ 7:45





臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数（人）
突発的な顧客や労働者の大幅な増加のための業務量増	事務作業	20
人事異動集中時期の勤怠管理の集計・給与計算のため	派遣社員の労務管理	20
新規開拓先が集中してその対応せざるを得ないため	派遣先・顧客の新規開拓に係る営業業務	3
突発的な受注生産の大幅な増産のため	自動車用部品の製造	200
	鉄鋼製品の製造・加工業務	20
	遊戯用器具製品の製造	10
	樹脂製品の製造・検査・加工業務	100
	業務用電気製品の製造業務	10
	食品の製造業務	5
	住宅用建材の製造業務	5
	火災報知器部品の製造業務	2
	電子部品の製造業務	5
	産業用機械の製造業務	5
突発的な受発注に伴う入出庫の大幅な増加のため	自動車用タイヤの入出庫・組付け業務	10
	商品の入出庫・在庫管理業務	10
	産業廃棄物の仕分け・管理業務	8

